

家賃支援給付金とは、五月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を支えるため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金です。申請方法は、Web申請のみで、ご自身で申請できない方のために橋本商工会館八階に申請サポート会場が開設されておりましたが、九月二十一日に閉場いたしました。橋本商工会議所では、会員へのサポートを行っており、当所へご連絡ください。

完全予約制となっており、来所前に電話にて予約をお願いします。また、二〇二〇年新規開業特例が対象となるよう拡大されておりますので、お知らせします。

二〇二〇年新規開業特例(二〇二〇年一月一日から二〇二〇年三月三十一日の間に新規開業した方が対象になります。この場合は、二〇二〇年の申請に用いる売上が減

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

橋本商工会議所  
予約 三二一〇〇〇四

つた月・期間と同じ二〇一九年の月・期間の売上が確認できず、売上の減少率を把握できないため、開業日から二〇二〇年三月三十一日までの間の月平均の売上を、申請に用いることが出来ます。

**家賃支援給付金に関するお知らせ**

The Hashimoto Chamber of Commerce & Industry

# 商工はしもと

令和2年10月号

橋本商工会議所  
〒648-0073  
橋本市市脇1-3-18  
TEL32-0004/FAX33-3326  
URL: http://www.hashimoto-cci.or.jp

**和歌山県 家賃支援金に関するお知らせ**

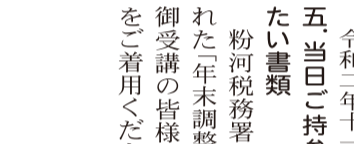
和歌山県家賃支援金は、新型コロナウイルスの影響により、売上の急減に直面する県内に主たる事業所を有する事業者の事業継続を支えるため、地代・家賃が負担となる事業者のための支援金です。

和歌山県家賃支援金の対象が九月十一日より拡大され、令和二年一月から五月までに創業した事業者も対象になりました。

【主な対象要件】  
①令和二年一月一日〜五月三十一日に創業した事業者で、県内に主たる事業所を有する。  
②創業に当たって金融機関から融資を受けている事業者又は支援機関による経営支援等を受け事業を進めている事業者。  
③令和二年五月一日から十二月三十一日までにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、以下のいずれかにあてはまること。  
(ア)開業月から令和二年十二月までのいずれか

のひと月の売上高が、事業計画書等で想定していた同月と比べて五〇%以上減少した月が存在する。  
④他人の土地・建物を自身で営む事業のために直接占有し、使用・収益の対価として、賃料の支払いを行っていること。

【受付締切】令和三年二月二十八日(日)まで  
【お問い合わせ先】和歌山県支援本部相談窓口  
〇 七三二四四一三三〇  
〇 七三二四四一三三〇  
三. 申込先  
公益社団法人粉河納税協会(電話 〇七三六一七三二二四六六)  
四. 申込期限  
令和二年十一月十日(火)五日(日)持参いただきたい書類  
粉河税務署から送付された「年末調整関係書類」御受講の皆様は、マスクをご着用ください。



橋本商工会議所では、令和二年十一月十日(火)五日(日)持参いただきたい書類  
粉河税務署から送付された「年末調整関係書類」御受講の皆様は、マスクをご着用ください。

令和2年10月号  
橋本商工会議所  
〒648-0073  
橋本市市脇1-3-18  
TEL32-0004/FAX33-3326  
URL: http://www.hashimoto-cci.or.jp

**一年末調整研修会 開催のお知らせ**

公益社団法人粉河納税協会主催による「年末調整研修会」が左記の通り開催されます。

研修会では、年末調整の仕方や法定調書の作成方法等について、前年からの改正点を踏まえてわかりやすく解説されます。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受講者数を制限し、事前予約制となっておりますので、受講を希望される方は電話により、お申し込みください。各日程、定員八十名になり次第、締切となります。受講料は無料です。

一. 開催日時  
(一)令和二年十一月二十五日(水)午後一時三十分〜三時十分まで  
(二)令和二年十一月二十六日(木)午後一時三十分〜三時十分まで

二. 場所  
かつらぎ総合文化会館(あじさいホール)大ホール

三. 申込先  
公益社団法人粉河納税協会(電話 〇七三六一七三二二四六六)

四. 申込期限  
令和二年十一月十日(火)五日(日)持参いただきたい書類  
粉河税務署から送付された「年末調整関係書類」御受講の皆様は、マスクをご着用ください。

**恋のチューリップ 来年もいっぱい咲かせよう! チューリップマスクを販売しています。**

1枚 ¥700 (税込) 限定 1,000枚  
売上は来年のチューリップ球根代に使用させていただきます。  
商工会館4階 橋本商工会議所にて販売  
ご購入の際は、「0736-(32)-0004」へご連絡ください。

橋本商工会議所では色々なご相談を受け付けております

**完全予約制** 当所顧問弁護士による各種法律に関するご相談  
(ご希望の方は開催日の3営業日前までにご予約下さい)

法律 10月10日(土) 11月14日(土)  
午後2:00〜5:00 弁護士 堀江 佳史  
担当弁護士はかわることがあります  
当所会員以外の方は有料(1回につき¥3,000)

**完全予約制** 相続税、贈与税、決算帳帳など  
当所平常業務日(月-金)午後1:30〜4:00  
当所顧問税理士および当所職員  
当所会員以外の方は有料(1回につき¥3,000)

金融 (株)日本政策金融公庫相談 第2木曜 午後1:30〜4:00  
国民生活事業相談  
※事前に商工会議所までご予約下さい

夜間経営相談 毎週月〜金 午後5:30〜8:00  
会場は橋本商工会館4階 橋本商工会議所 ☎ 0736-32-0004

**持続化給付金 申請サポートに係るお知らせ**

経済産業省にて、持続化給付金、国の申請サポート会場を橋本商工会館内に設置いたしておりますが、令和二年七月三十日に閉場いたしました。それに伴い、事業者の方ご自身で申請が困難という方のために、橋本商工会議所では独自による「予約方法」を設けました。

【予約方法】  
橋本商工会議所へ電話でご予約下さい。  
電話 三二一〇〇〇四

**事業主の退職金 小規模企業共済**

個人事業主・会社等の役員の方が事業をやめられる場合に備える、「小規模企業の経営者の退職金制度」です。  
\*個人事業主の共同経営者の方も、ご加入いただけます。

- 一年で最高84万円の所得控除ができます。毎月の掛金は1,000円から70,000円の範囲内で自由に選べます。
- この制度は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が法律に基づいて運営しています。

独立行政法人 **中小企業基盤整備機構**  
URL http://www.smrj.go.jp/skyosai/

●資料請求や制度の詳細説明をご希望の際は、当商工会議所までご相談ください。  
**橋本商工会議所 ☎ 0736-32-0004**  
《中小機構委託団体》

**毎日元気が営業中!**

プロマート **ワールド** 100 2F Can★Do

青果 精肉 鮮魚 食品 お酒 ギフト  
営業時間 朝9時〜夜7時半まで TEL 0736-33-2002  
住所: 〒648-0016 和歌山県橋本市隅田町下兵庫 17-1

**ホームセキュリティ オフィスのセキュリティ**  
ご用命は

**和歌山警備保障株式会社**

本社 TEL 073-431-2900 和歌山市出口甲賀丁 50  
橋本出張所 TEL 0736-26-7101 橋本市市脇 1丁目3-18  
田辺営業所 新宮営業所 尾鷲営業所 岩出出張所

贈答品・輸入雑貨

真心込めた贈り物 **勘弥 KANYA**

Life Design Studio

取り扱い 満中陰志・法事・内祝・命名・記念品  
各種名入れ・タオル名入れ・トロフィー  
別注商品・景品・粗品  
何なりとお申し付けください

OFFICE・SHOP 合資会社 勘弥  
〒648-0071 橋本市小原田 64  
TEL 0736-33-4488

この「商工はしもと」に  
広告を掲載しませんか?

お問合せは  
**橋本商工会議所 ☎ 0736-32-0004**